

—徹底しよう「三ない運動」—

寄附禁止 正しく守って 明るい選挙



政治家の寄附禁止ルールブック

公益財団法人 明るい選挙推進協会

このリーフレットは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



贈らない 求めない 受け取らない



～政治家の寄附禁止～

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と
私たち有権者とのつながりはとても大切です。
しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったときの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家の寄附禁止とは

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が、選挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに問わらず、罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）に対するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事・食事料の提供を除く）は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような形で寄附をすることも禁止されています。

政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、同様に禁止されています。

有権者が政治家に対し、寄附を求めることも禁止されています。